

ゾーン30とは？



「ゾーン30」とは、生活道路における交通安全対策の一つで、ある一定の範囲内(ゾーン)の生活道路について歩行者等の安全を確保するための事業です。

ゾーン内は原則として、自動車の最高速度を30km/hに設定し、歩行者等の通行を最優先に考えます。また、ゾーン内の通過交通を可能な限り抑制することを目的とします。

ゾーン内の最高速度を30km/hに規制することから、「ゾーン30」と名付けられています。

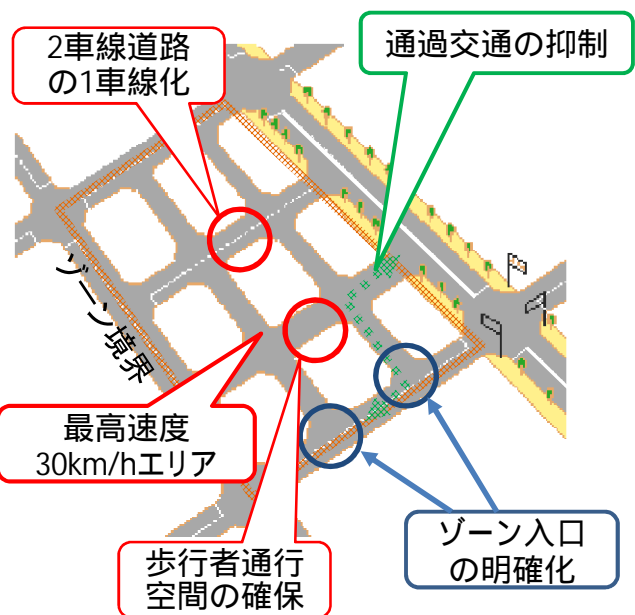
どんな場所で？

市街地等から、2車線以上の幹線道路又は河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所を選定しています。

何をします？

ゾーン内をすり抜ける自動車の進入を抑制するために、ゾーン入口に最高速度規制の標識などを設置して、範囲を明確にします。

ゾーンの中では、最高速度30km/hの規制、路側帯(白線やグリーンベルト)の拡幅、2車線道路を1車線化するなどして、歩行者等の通行に十分な幅員を確保します。



誰が？

警察と市役所(道路管理者)が、連携して事業を進めます。

たとえば、「止まれ」の白線や標識の設置は警察署が行い、「止まれ」の文字は道路管理者が設置します。これらの対策を一緒に実施することで、より高い交通安全対策が期待できます。

どのように？

事故の発生状況や交通状況、対象地域にお住まいの皆様のご意見等を踏まえ、交通安全対策のための項目を策定します。

対策事例

ゾーン内の生活道路



ゾーン入口の標識



2車線道路を1車線道路にして、歩行者主体の道路に変えることができます。

写真はあんしん歩行エリア事業での対策例